

「令和２年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件について」本交渉  
議 事 録

日 時：令和２年３月１２日（木） １７：３０～１７：５０

場 所：港湾局第１会議室（ＡＴＣ ＩＴＭ棟１０階）

出席者：（局）森田総務部長、宮下人事・港湾再編担当課長、出口人事・港湾再編担当課長  
代理、事務局

（市職）荻野支部長、柳澤副支部長、横井書記長、嘉本執行委員、新谷執行委員

議事録：

（局）

ただいまから、「令和２年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件について」の交渉申し入れとして、２月２１日にお受けしておりました申し入れのうち、交渉事項に該当する項目につきまして、人事・港湾再編担当課長からご回答させていただきます。

（局）

本年２月２１日にお受けいたしました「令和２年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件に関する申し入れ」のうち、交渉事項に該当する項目につきましてお答えいたします。

当局では、令和２年度の業務執行体制の確立に向け、全体の業務量を把握するため、また、継続事業及び新規事業の状況を把握するために、各担当とヒアリングを重ねてまいりました。その上で、関係局に対して局の事務事業や職場状況について説明を行い、人事配置について協議を行ってきたところです。

一方で、本市では厳しい財政状況のもと、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取り組みを行っており、平成２４年７月に策定した「市政改革プラン」等において、歳入の確保、施策や事業の聖域なきゼロベースの見直し等を行い、規律ある財政運営を進めてきました。

さらに、本年２月１３日に策定された「令和２年度 市政運営の基本方針」において示されているとおり、本市の財政につきましては、人件費や投資的経費の抑制を図ってきておりますが、生活保護費等の扶助費や公債費が増嵩するなど、義務的な経費が高い伸びを示す一方で、税収については低水準で推移していることから、依然として厳格な財政運営が求められているところであります。

こうした状況や市政課題に対応していくため、「令和２年度 市政運営の基本方針」のもと、効果的・効率的な行財政運営を行うにあたり、施策・事業の再構築等の取り組みとともに、事務の簡素化による見直しや委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下を来たすことなく、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していかなければならないものと考えております。

このような中で、令和２年度に向けた人員マネジメントが人事室より通知され、より効果的・効率的な組織マネジメントに取り組み、要員の再配置を行うために、事務職員・技術職員の１％を見直すこととし、引き続き、所属長の創意工夫による自律的な組織マネジメント

を実施することになっております。

これらの状況に対応するためには、柔軟性があり、効率的な業務執行体制の構築が必要であると考えており、職制の責任として各担当課長が綿密に連携しながら各課題に取り組み、円滑な事務事業の執行に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、当局においては、平成 18 年度以降の市政改革に取り組むために、港湾局直営事業改革プロジェクトチームを立ち上げ、この間、直営事業改革の方向性や将来計画などを検討し、直営事業の再編に取り組んできております。

直営事業改革プロジェクトの進捗に際しては、将来的に職員の勤務労働条件に影響するおそれがありますので、交渉事項が生じた場合については、「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、誠実かつ真摯に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

事業の見直しや、それに対応する業務執行体制の改編などについては、職制が自らの判断と責任において実施していく管理運営事項となりますが、それらに伴う勤務労働条件の変更等の課題が生じた場合については、交渉事項として誠意をもって対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

申し入れいただいております「適切な労働安全衛生管理」につきましては、職員にとっての重要な勤務条件の一つとなっている、職場生活における安全と健康を確保するために、関係法令を遵守のうえ、積極的に安全衛生活動を展開していく必要があることは十分認識しているところです。このようなことから、港湾局安全衛生委員会をはじめとする各職場安全衛生委員会の設置や、産業医及び安全管理者などによる安全衛生管理体制を構築し、労働災害の防止や安全で衛生的な職場環境づくりに向けた取り組みを進めております。

このほか、各安全衛生委員会で議論した内容が局全体で情報共有できるように港湾局庁内ポータルにて議事を掲載しております。また、本市労働安全コンサルタントを活用した熱中症をはじめとする安全衛生に関する各種研修・講習の開催や、本市出張型健康講座の開催、外部講師による職場におけるメンタルヘルスに関する講習を実施しております。

なお、業務執行体制の改編などにより職員の勤務労働条件に変更が生じるような課題が生じた場合については、交渉事項として誠実かつ真摯に対応してまいりたいと考えております。また、地方自治法や大阪市労使関係に関する条例の趣旨を踏まえながら、交渉に関わる必要な資料の提供等については、真摯に対応してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「超過勤務の縮減」については、これまでも時間外勤務の縮減にかかる指針やワーク・ライフ・バランス推進期間の設定などで、長時間労働の是正に取り組んでまいりました。また、平成 31 年 4 月の労働基準法等の改正や人事院規則の改正などにより民間の労働者や国家公務員に超過勤務の上限時間の設定がなされたことと同様、本市におきましても、規則において、時間外勤務を行うことができる上限時間を設定したところであり、当局といたしましても、その趣旨を踏まえた対応を実行しているところであります。

これらに対応するために、本年 1 月から稼働している総務事務システムに実装している「登退庁時間の不整合」をチェックする機能でのモニタリングや、従前から取り組んでおります「登退庁時間との照らし合わせのツールの活用」などを行っているところであります。

これとは別に、人事室において、庁内パソコンの使用履歴と登退庁時間との照らし合わせを行っております。

今後につきましても、各職員の状況確認を日々行い、引き続き適切な安全衛生管理に努めてまいりたいと考えております。また、組織の構成や職員配置につきましては、職制の責任において適正に取り扱ってまいりますので、よろしくお願いします。

最後に、大阪港湾局の共同設置に伴う部屋問題につきましては、新たに配属される府職員約 30 名の執務スペースを、通常の事務スペース以外の打合せ等に使用している部分を活用し、職場狭隘とならないよう、労働安全環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、先日の申し入れの際にご意見いただきました、大阪港湾局の共同設置の関係につきましても、交渉事項が生じた場合は、誠実かつ真摯に対応してまいりたいと考えております。また、交渉に関わる必要な資料などの提供につきましても条例に則った対応をいたしたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、回答とさせていただきます。

(局)

それでは、ただいまの回答に対しまして、質問等がございましたら、お願いいたします。

(市職)

ただいま当局から、我々の申し入れに対する回答が示された。

申し入れ交渉の際にも申し上げたが、要員の確保については「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じて労使合意をめざすべきものであり、職場実態を顧みない一律的な要員数の削減は断じて認められるものではない。

来年度においても人員マネジメントにより 1 % の見直しを行うということであるが、それに対応するための手法としては、柔軟かつ効率的な業務執行体制を構築し、各担当課長が綿密に連携し各課題に取り組むということであるが、何ら具体的な内容を示すものではなく、単に職場にしわ寄せを押しつけるものであると言わざるを得ない。

来年度においても、防災体制の強化をはじめ、施設の老朽化対策や、万博・IR の対応など、引き続き多くの課題に対応していくための業務執行体制の確立が必要であり、十分に業務量と人の関係を精査し、必要な体制の確保をお願いしておく。

改めて、過重労働とならないよう要員配置と適正な労働条件を確保するよう求めておく。

(局)

いただきましたご指摘につきましては、真摯に受け止めます。

効率的な業務執行体制を構築し、円滑な事務事業の執行を行うことで、過重労働とならないよう努めてまいります。

(市職)

安全衛生管理の点については、具体的な繁忙解消の方策が示されないまま、要員措置の伴わないことであれば、現状の繁忙状況は改善されるものではない。

港湾局においては、大変な職場繁忙状況が続いており、労働安全衛生管理の面からも問題があると認識しており、繁忙解消となる具体的な方策を示す必要があり、「仕事と人」の関係について、当局の責任ある対応をお願いしておく。

一方で労基法改正に伴う超勤規制を踏まえた管理の徹底によって、やむなくサービス残業に繋がってしまうのではないかと危惧している。

適切な防止策を講じるとともに、実効性のある対応を行うよう求めておく。

直営事業の再編に向けた取り組みについても触れられた。

港湾局の膨大な施設の維持管理や、緊急対応については、直営を基本とした実施体制によって成り立っているものと認識しており、これまでの災害時においても、その即応性や機動性が再認識されてきたところである。

直営事業改革プロジェクトの進捗にあたっては、市職の行政職の職域においても大きく関わるものであり、十分な協議のうえ進められるよう要請しておく。

#### (局)

超過勤務にかかる適切な労働安全衛生管理を行うにあたり、本年1月から稼働している総務事務システムに実装している「登退庁時間の不整合」をチェックする機能でのモニタリングや、従前から取り組んでおります「登退庁時間との照らし合わせのツールの活用」などを行っているところであります。

これとは別に、人事室において、庁内パソコンの使用履歴と登退庁時間との照らし合わせを行っております。

直営事業改革プロジェクトの進捗に際しましては、必要に応じて条例に則った説明や情報提供に努めますとともに、交渉事項が生じた場合については、条例に基づき、誠実かつ真摯に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

#### (市職)

職場の繁忙実態の中、体調を崩している職員も少なくない。我々としては、要員配置にあたっては、配置前に業務量を精査することはもちろんのこと、配置後においても超過勤務の実態や、休暇の取得状況、ストレスの状態等を十分に把握したうえで次年度の配置を行うことは当然と考えており、より真摯に取り組むことを強く求めておく。

業務執行体制が労働環境の悪化の上に成り立つものであってはならず、適切な労働安全衛生管理のもとに築かれなければならないことを指摘しておく。

要員配置に関わっての「職場の不満」や、「モチベーションの低下」の原因は、「何ら説明がされない」ことだと考えている。職制の責任において実施された内容については、納得のいく説明が尽くされるよう、各職場への丁寧な対応を行うよう改めて求めておく。

「風通しがよく、よりよい職場づくり」は我々も、当局も同じ立場であると思っている。今、職場組合員は厳しい状況の中でも一生懸命に業務に取り組んでいる。使用者がそれに報いる努力と対応のない職場はありえない。「愛」のある対応をお願いしておく。

最後に、本日の当局回答について、我々としては不満の残る内容であるが、引き続き当局として、誠意をもって対応すること、また新年度執行体制について課題が生じれば、交渉・

協議を丁寧に行うことを前提として、当局回答を受け止め、2020 年度の要員確保に関する交渉を終了する。

(局)

続きまして、総務部長からご挨拶申し上げます。

(局)

皆様方には、平素から港湾行政の推進と運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

港湾局を取り巻く環境ですが、本年 10 月には、港湾の国際競争力の強化等を目指し、大阪府市の港湾管理の一元化に向け「大阪港湾局」を設置するほか、2025 年の万博開催の決定によりまして早期の開発が求められる夢洲地区の整備や、大阪港の貨物取扱量の増加に向けた取り組み、地震や高潮に対する災害対策など様々な課題に取り組んでいくこととなります。引き続き、皆様方のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、本年 2 月にお受けいたしました「令和 2 年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件について」の申入れ事項のうち、交渉事項につきまして、回答させていただきました。

先ほど担当課長から回答させていただきました「適切な労働安全衛生管理」、「超過勤務の縮減」、「大阪港湾局の共同設置に伴う部屋問題」につきましては、しっかりと対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後、勤務労働条件の変更などの交渉事項が生じた場合につきましては、誠意をもって対応させていただきます。

今後とも、港湾行政を発展させ、よりよい港湾を実現するため、職場のみなさんの意見を反映し、良好な労働環境の維持に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願い致します。

(局)

本日の交渉につきましては、以上をもって終了いたします。